

不登校の現状と教育・療育環境の向上について

西宮市の不登校の現状（平成30年度）

1. 不登校とは

文部科学省の調査では、不登校児童生徒とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義しています。

2. 不登校児童生徒の人数と在籍校数

【小学校】							【中学校】			
1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	合計
12人	24人	31人	47人	61人	64人	239人	161人	207人	209人	577人
						40校				20校

《参考》 全国・兵庫県の状況（平成29年 文部科学省調査より）

	小学生	中学生	合計
全 国	35,032人	108,999人	144,031人
兵 庫 県	1,507人	5,249人	6,756人

3. 不登校になったきっかけと考えられる状況 (人)

		小	中	計
学校に係る状況	いじめ	0	0	0
	いじめ以外の友人関係	62	153	215
	教職員との関係	17	26	43
	学業不振	31	124	155
	進路への不安	7	34	41
	部活動への不適應	0	21	21
	学校のきまりをめぐる問題	22	42	64
	入学・進級時の不適應	5	55	60
家庭に係る状況				
家庭環境の急激な変化 親子関係をめぐる問題 家庭内の不和 等	111	182	293	
その他の状況	0	0	0	

4. 不登校児童生徒への指導結果状況 (人)

	小	中
登校する・できる	70	150
指導中	169	427
(うち好ましい変化)	50	163
計	239	577

5. 相談指導を受けた機関 (人)

	小	中
学校外の機関で指導を受けた 実人数	54	177
適応指導教室	10	36
教育委員会所管の機関	22	29
児童相談所、福祉事務所	3	18
保健所、精神保健福祉センター	0	0
病院、診療所	21	81
民間団体、民間施設	4	19
その他の機関	0	8
上記の機関での相談指導を受けていない人数	185	400

以上、「平成30年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について」より作成

西宮市の取り組み（平成31年度）

不登校の課題には、こども支援局と教育委員会が連携し、不登校を未然に防ぐための取組と不登校児童生徒の学校・教室復帰を目指す取組の2つのアプローチで、「児童生徒」「保護者」「学校」を支援しています。

1. 学校支援

●スクールカウンセラー（SC）

兵庫県 市内 20 中学校と 13 小学校に配置

西宮市 学校保健安全課で、3 名を配置

県 SC の配置のない 28 小学校と、養護学校に、巡回派遣

平成31年4月～令和元年8月の県 SC と市 SC への相談件数3,218件^(※)のうち、1,075 件（33.4%）が不登校に関するもの（※教員との情報交換、相談も含む）

●スクールソーシャルワーカー（SSW）

- ・ 学校園及び諸施設に通う幼児児童生徒の発達等の諸課題に対応する職員への支援
- ・ 学校園の要請に応じて派遣するほか、定期的な訪問により未然防止のための支援も行う
- ・ 学校保健安全課に 5 名配置

●生徒指導担当者会

指導や援助を必要とする児童生徒への家庭訪問等を通じて積極的な関り、小・中学校間での連携を依頼

2. 児童生徒・保護者支援

●電話相談・来所相談

- ・ 臨床心理士・ケースワーカーによる電話もしくは来所相談
- ・ 相談内容： 不登校、発達、情緒不安、性格などの悩み

●適応指導教室「あすなろ学級」

- ・ 学習活動だけでなく、自立に向けた諸活動を実践
（体験活動、表現活動、体育的活動、ソーシャルスキルトレーニングなど）

●「居場所サポーター」の派遣

- ・ サポーターが各学校の相談室等で当該児童生徒の生活及び学習面での支援を行う
- ・ サポーターは、教職・心理職を目指す大学生や大学院生又は教員免許所持者もしくはそれに準ずる者

3. 庁内連携

- 幼稚園休園施設を活用した新たな適応指導教室の開級（10/1 鳴尾北開級）
- こども未来センター内での情報共有（医療、福祉、教育）

国・県の動向

施行から3年を迎える「教育機会確保法」

（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律）

●目的

様々な事情により義務教育諸学校で普通教育を十分受けていない子供などがいることを踏まえ、多様な教育機会確保のための施策を推進する

●理念

年齢や国籍にかかわらず、義務教育の段階における普通教育を受ける機会を与えられるようにする

●方針

◎学校以外場で学習する子供の教育の機会の確保

- ・市町村教育委員会の認定を受けた場合、学校に就学させないで子供に教育を受けさせることができる
- ・市町村教育委員会は、訪問等により子供に対して学習支援を行う
- ・この場合、保護者は就学義務を履行したものとする

◎都道府県教育委員会及び市町村教育委員会は、学齢超過者が希望した場合、義務教育諸学校への就学の機会等が確保されるよう必要な措置を講じる

◎国及び地方公共団体は、多様な教育機会確保のための施策を推進するために必要な財政上の措置を講じるよう努める

※参考

文部科学省は「不登校児童生徒が教育支援センター（適応指導教室）や民間施設など学校外の機関で指導等を受ける場合について、一定要件を満たす時に校長は指導要録上出席扱いにできる」（平成4年～）としており、本市では適応指導教室「あすなろ学級」に通った日数を、在籍する学校の出席日数として扱っています。

本市の児童生徒が通う民間施設(フリースクール)では、校長がカリキュラムや活動の内容を確認して出席扱いとしている場合があります。

教育機会確保法には「児童生徒の意思を十分に尊重」などの付帯決議がついている。

不登校児童生徒数の推移

年度	区 分	小 学 校			中 学 校 (中等教育学校前期課程を含む)		
		全 国	兵 庫 県	西 宮 市	全 国	兵 庫 県	西 宮 市
25	不登校	24,175人	827人	71人	95,442人	4,231人	315人
	全児童生徒数	6,676,948人	304,052人	28,578人	3,536,201人	161,171人	11,991人
	%	0.36 %	0.27 %	0.25 %	2.70 %	2.63 %	2.63 %
26	不登校	25,866人	820人	73人	97,036人	4,099人	271人
	全児童生徒数	6,600,006人	299,948人	28,410人	3,520,730人	158,659人	12,076人
	%	0.39 %	0.27 %	0.26 %	2.76 %	2.58 %	2.24 %
27	不登校	27,581人	941人	90人	98,428人	4,247人	223人
	全児童生徒数	6,543,104人	296,690人	28,162人	3,481,839人	157,135人	12,153人
	%	0.42 %	0.32 %	0.32 %	2.83 %	2.70 %	1.83 %
28	不登校	31,151人	1,125人	115人	103,247人	4,634人	314人
	全児童生徒数	6,491,834人	293,755人	27,876人	3,426,962人	153,741人	11,924人
	%	0.48 %	0.38 %	0.41 %	3.01 %	3.01 %	2.63 %
29	不登校	35,032人	1,507人	157人	108,999人	5,249人	397人
	全児童生徒数	6,463,416人	291,912人	27,541人	3,357,435人	150,450人	11,838人
	%	0.54 %	0.52 %	0.57 %	3.25 %	3.49 %	3.35 %
30	不登校			239人			577人
	全児童生徒数	(未確定)			27,320人	(未確定)	
	%			0.87 %			5.07 %

全国・兵庫県は国立・私立を含む全児童生徒数 西宮市は公立小・中学校の児童生徒数